二十　第七条の四第二項第一号で準用する第七条の三第二項各号の検査項目のうち、前項第十七号の三から第六十三号までに掲げるもの	二十　前項第十七号の三から第六十三号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二十一　第七条の四第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち、第十号から第十七号までに掲げるもの	二十一　第十号から第十七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二十二　第七条の四第二項第二号で準用する同条第一項第二号の検査項目のうち、第七号から第九号までに掲げるもの	二十二　第七号から第九号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二十三　第七条の四第二項第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置	二十三　監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十四　第七条の四第二項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置	二十四　監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十五　第七条の四第二項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置	二十五　監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
6～8　［略］	［略］
備考 一・二　［略］	

別表第三（第八十二条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1～2の3　［略］	［略］
3　製造設備が第七条の三第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一　第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続され	一　［略］

6～8　［略］	
備考 一・二　［略］	

別表第三（第八十二条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1～2の3　［略］	［略］
3　製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一　第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続され	一　［略］